

《〒〇〇〇-〇〇〇〇》

埼玉県《〇〇市〇〇》

《〇〇 〇〇》 様

《No. 〇》

このお知らせは、平成30年度中に後期高齢者健康診査を受けた方のうち、生活習慣病に関連する項目で一定基準値を超過（又は不足）した方へ送付しています。

令和元年5月20日

見本

〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5丁目6-5  
埼玉県浦和合同庁舎4階

埼玉県後期高齢者医療広域連合

## 医療機関への受診勧奨のお知らせ

(健康に関する大切なお知らせです。)

平素、後期高齢者医療制度の運営にご理解及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。日ごろの健康管理においては、健康診査を受けるだけでなく、検査結果に異常があった場合は「病院などの医療機関を受診して、適切な治療を行うこと」が重要です。特に、高血糖、高血圧、脂質異常などの状態を放置してしまうと、生活習慣病が悪化し、糖尿病や心疾患、脳血管疾患といった重篤な症状を招いてしまうおそれがあります。

平成30年度の健診結果は、次のとおりでした。<受診日：平成30年5月15日>

血糖(HbA1c) (4.6~5.6%)	血圧(収縮期) (130mmHg未満)	中性脂肪 (30~150mg/dl)	HDLコレステロール (40~90mg/dl)	LDLコレステロール (70~120mg/dl)
<u>6.0</u> %	<u>172</u> mmHg 要治療!	<u>198</u> mg/dl (要医療)	<u>32</u> mg/dl 要治療!	<u>135</u> mg/dl (要医療)

※ ( ) 内は、一般に正常とされる範囲(参考基準値)。詳細は、別添チラシ参照。

☞ 健診の結果を受けて、医療機関を受診しましたか？ まだ、受診していない方は、すぐにかかりつけ医やお近くの病院で相談し、必要な検査や治療を受けましょう！

※ 再検査や治療には保険が適用されます(自己負担分は有料です。)

※ 既に医療機関を受診している場合や、値が改善している場合につきましては、行き違いですのでご容赦ください。

※ このお知らせとは別に、お住まいの市町村の職員が電話や訪問による状況確認や受診勧奨を行うことがありますので、ご了承ください。

☆ お問い合わせ先 ☆

埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課 電話：048-833-3130